

令和7年度泉佐野市議会国際戦略調査研究委員会海外視察団派遣業務委託  
にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度泉佐野市議会国際戦略調査研究委員会海外視察団派遣業務
- (2) 業務の概要 泉佐野市においては、平成6年(1994年)の関西国際空港開港以来、グローバル化や多文化共生に対応したまちづくりを推進してきました。平成29年(2017年)3月には国際都市宣言を行い、令和7年9月24日現在、海外8か国13都市と友好提携都市を締結し、交流事業を積極的に推進している状況です。こうした背景のもと、本市議会においても、令和6年度に国際戦略調査研究委員会を設置したところですが、海外友好提携都市の先進事例の視察を実施することにより、市政の発展及び本市の友好交流の促進のため、海外友好提携都市の1つである大韓民国に当該委員会委員を派遣します。その際、現地での関係機関・施設への訪問等を円滑に行うことを目的に、必要な行程管理や専用車等の手配を業務委託するものです。
- (3) 業務内容 仕様書参照
- (4) 業務期間 契約日から令和8年3月31日まで

2 委託料の上限額

4,688,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

3 参加資格

本業務に参加できる事業者は、次の各号全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和7年度泉佐野市入札参加者資格名簿に登載されていること。
- (2) 泉佐野市において資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当しないこと。
- (4) 泉佐野市暴力団排除条例(平成24年泉佐野市条例第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

4 スケジュール

令和7年10月 2日(木)	公募開始(本市ホームページ)
令和7年10月 8日(水) 16時	質問受付締切
令和7年10月 9日(木)	参加申込書等の提出締切
令和7年10月14日(火)	質問に関する回答
令和7年10月17日(金) 16時	提出書類の提出締切
令和7年10月 下旬	優先交渉権者決定、結果通知、契約
令和8年 3月31日(火) まで	業務委託完了届の提出

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年10月7日(火)16時まで(必着)
- (2) 提出方法：電子メールに質問書(様式第9号)を添付して送信すること。  
また、電子メールを送信した後、市担当者に電話確認すること。

【連絡先】泉佐野市 議会事務局

Email gikai@city.izumisano.lg.jp

電話 072-429-9358 内線 2531、2532

(担当) 辻里(つじさと)、上手(うわて)

- (3) 回答：令和7年10月14日(火)に、当該質問者のみにメール回答します。

## 6 参加申込書等の提出

- (1) 提出期間：令和7年10月2日（木）から令和7年10月9日（木）まで（必着）  
※参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、参加を辞退することができます。
- (2) 提出方法：電子メールに提出書類を添付して提出してください。
- (3) 提出書類（※提出にあたり押印は不要です）
  - (ア) 会社概要（様式第2号または任意様式）  
会社名、所在地、旅行業登録番号、代表者氏名、創立年、資本金、従業員数、特記事項等  
（※上記の内容が網羅されていれば、自社パンフレットでも「可」とします）
  - (イ) 類似業務履行実績（様式第3号または任意様式）

## 7 参加申込の手続き

参加申込書等を提出後、下記（4）の提出期限までに次の提出書類を電子メールに添付して提出してください。

- (1) 提出書類
  - (ア) 企画提案書（様式第4号から様式第7号）
  - (イ) 価格見積書（様式第8号）
  - (ウ) その他補足資料（任意提出）
- (2) 提出部数  
原本1部、副本3部
- (3) 企画提案書（様式第4号（表紙）から様式第7号）の作成について  
企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～③の内容を示してください。  
また、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、応じてください。
  - ① 業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果（様式第5号）  
令和7年度泉佐野市議会国際戦略調査研究委員会海外視察団派遣業務委託仕様書の2（5）「ア」～「ス」について、業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果を記載してください。
  - ② 委託業務実施体制（様式第6号）  
職員の配置、効率的で効果的な運営体制、現地における安全の確保に必要な体制、法令順守に必要な体制、旅行商品の運営管理体制等について記載してください。緊急時の対応についても記載してください。  
また、国内・海外における役割分担を示した体制図を作成してください。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格があれば証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。  
合わせて、どのようなホテル、添乗員等を手配するかについて、イメージが分かるように概要などを記載してください。
  - ③ 委託業務実施スケジュール（様式第7号）  
各業務の進め方について、記載してください。
    - ・各様式に記載された内容等を補完するためのイメージ図・写真・イラスト等の活用を「可」とします。
    - ・企画提案の選考においては、提案者から提出された企画提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点します。このため、提案内容を評価しやすいように、具体的に分かりやすく記載してください。
    - ・1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも「可」とします。
    - ・提案書には、様式第4号「企画提案書（表紙）」を除く全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないでください。
    - ・本市の要求する事業内容をどのように実現するのかを分かりやすく記したスケジュールや、事業内容を実現するにあたっての具体的な方法や提出資料等の記載が漏れていた場合、評価が大幅に低くなることがあるため、余すことなく記載してください。
    - ・提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載してください。提案書に記載した内容は、提案価格の中で実現を約束したものとみなします。また、提案書等の内容において、2通り以上に解釈できるような記載はしないでください。

- ・用紙のサイズ設定は、原則A4縦版としてください。

#### (4) 提出期限等

- ① 提出期限：令和7年10月17日（金）16時まで（必着）
- ② 提出場所：泉佐野市役所 議会事務局（本庁舎5階）
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けます。

#### 8 審査基準及び配点

下記の審査基準に基づく企画提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を第1順位（事業予定者）とします。なお、参加申込者が一者のみであっても審査を行い、審査基準の6割以上を満たす場合は優先交渉権者とします。

##### (1) 評価項目及び配点等評価表

評価項目	評価の視点	評価点	評価割合
(1)適格性	・提案内容は、事業の趣旨を的確に理解し、具体的なものとなっているか。 ・提案内容は、具体的な内容となっているか。	10	
(2)安全性	・けが人や急病人発生時の対応等、行程中の安全性が確保される内容となっているか。 ・緊急時のサポート体制は適当か。	20	
(3)専門性	・提案内容は、専門的な見地からなされたものとなっているか。 ・業務遂行のために必要な現地の情報を収集する能力があるか。 ・経験豊富で、専門性の高い添乗員を手配できるか。	30	
(4)経済合理性	・提案内容は、費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。 ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。	15	
(5)業務推進体制	・市との連絡体制は十分か。また社内体制及び業務に関する現地との連絡体制は確保されているか。 ・訪問時間等の急な変更に対応できる能力のある経験豊かな職員による受託体制をとれるか。 ・実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる提案となっているか。	25	
合計点		100	

##### (2) 評価方法

各評価項目について、以下の6段階評価を行う。

- ・非常に優れている
- ・優れている
- ・良い
- ・普通
- ・やや劣る
- ・劣る

#### 9 契約

- ・優先交渉権者選定後、仕様書の内容、スケジュール等を確認し契約の手続きに進みます。
- ・選定された優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定します。

## 10 その他留意事項

- ・提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- ・提出書類は返還しません。
- ・参加申し込み手続き後に辞退する場合は、文書にて連絡してください。（任意様式）
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとします。
- ・提出書類は、泉佐野市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、原則公開となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。また、本公募の優先交渉権者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、優先交渉権者決定後の公開とします。

## 11 問い合わせ先

泉佐野市 議会事務局

Email [gikai@city.izumisano.lg.jp](mailto:gikai@city.izumisano.lg.jp)

電話 072-429-9358 内線 2531、2532

（担当）辻里（つじさと）、上手（うわて）